

件 名:	山口市バス・タクシー運転士就職奨励金制度について
担当課:	都市整備部 交通政策課 交通政策担当 (電話:083-934-2729)

本市では、市内公共交通の人材確保と求職者の公共交通分野への就職を促進し、運転士不足の解消を図るため、新たに公共交通（バス・タクシー）運転士として就労された方を対象に奨励金を交付します。

本制度につきましては、防府市とも連携して取組を進めており、令和6年10月1日より、募集を開始します。

【対象者】以下の項目を全て満たす者となります。

1. 市内に住民登録を行っている者
2. 次のいずれかの事業所にて、運転士として6か月以上就業を継続している者
 - ア) 山口市内を運行するバス路線を有する事業者のうち、山口市内又は防府市内に所在する事業所
 - イ) 山口市内に所在するタクシー事業者の事業所
3. 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に就業を開始し、交付申請日時点で現に就業している者で、引き続き、勤務する意思を有する者

上記奨励金の対象者のうち、次のいずれかに該当する場合は対象者から除きます。

1. 市税を滞納している者
2. 山口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
3. 同一の内容で他の地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金等を受けている者。また、今後、同一の内容で奨励金等を受給しようとする者
4. 雇用された日から遡って6か月以内に、次のいずれかの事業所にて運転士として就業していた者
 - ア) 山口市内を運行するバス路線を有する事業者のうち、山口市内又は防府市内に所在する事業所
 - イ) 山口市内に所在するタクシー事業者の事業所

【申請期間】 令和6年10月1日（火）から

【奨励金額】 20万円（1人1回限り）

※詳細は、別紙チラシ及び要綱をご確認ください。